

## 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更（令和元年5月）を踏まえた 南海トラフ地震防災対策推進計画の変更状況等について

### 1. 対象都府県の状況

南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の29都府県のうち、令和2年度中に10都県(茨城県、千葉県、東京都、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、山口県、熊本県、大分県)が南海トラフ地震防災対策推進計画(以下「推進計画」という。)を変更しており、令和3年4月1時点で、28都府県が推進計画の変更を完了。  
なお、残る1県(沖縄県)も、本年6月に推進計画の変更を完了。

### 2. 対象市町村の状況

推進地域の707市町村における推進計画の変更状況等は以下のとおり。

(令和3年4月1日時点)

都府県名	推進地域の市町村数	基本計画の変更を踏まえた推進計画の変更等 <sup>※1</sup> が完了した市町村数		特別強化地域 <sup>※2</sup> の市町村数	基本計画の変更を踏まえた推進計画の変更等 <sup>※1</sup> が完了した市町村数		事前避難対象地域 <sup>※3</sup> の指定等が完了した市町村数				
		令和3年4月	令和2年4月		令和3年4月	令和2年4月	指定済み		検討の結果指定の必要なし <sup>※4</sup>		
							令和3年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和2年4月	
茨城県	8	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉県	18	4	1	3	1	0	1	0	0	0	
東京都	9	0	0	8	0	0	1	1	3	2	
神奈川県	27	8	2	13	5	2	0	0	10	4	
山梨県	25	10	0	—	—	—	—	—	—	—	
長野県	34	14	4	—	—	—	—	—	—	—	
岐阜県	39	29	5	—	—	—	—	—	—	—	
静岡県	35	34	28	21	20	14	15	12	6	2	
愛知県	54	53	10	3	3	0	1	0	1	0	
三重県	29	20	13	16	11	7	11	5	1	2	
滋賀県	19	10	3	—	—	—	—	—	—	—	
京都府	18	9	9	—	—	—	—	—	—	—	
大阪府	42	31	16	—	—	—	—	—	—	—	
兵庫県	24	18	9	2	2	1	0	0	2	2	
奈良県	39	13	5	—	—	—	—	—	—	—	
和歌山県	30	24	14	19	17	11	14	7	5	5	
岡山県	14	10	5	—	—	—	—	—	—	—	
広島県	17	14	7	—	—	—	—	—	—	—	
山口県	15	11	1	—	—	—	—	—	—	—	
徳島県	24	24	7	8	8	2	5	3	3	3	
香川県	17	13	9	—	—	—	—	—	—	—	
愛媛県	20	10	4	5	2	2	2	0	0	0	
高知県	34	32	14	19	18	7	19	18	0	0	
福岡県	6	2	0	—	—	—	—	—	—	—	
熊本県	10	10	0	—	—	—	—	—	—	—	
大分県	16	14	1	4	4	0	1	0	3	2	
宮崎県	26	20	9	10	10	7	5	5	5	5	
鹿児島県	42	13	1	8	3	0	3	0	4	0	
沖縄県	16	4	2	—	—	—	—	—	—	—	
合計	707	457 (65%)	180 (25%)	139	104 (75%)	53 (38%)	78 (56%)	51 (37%)	43 (31%)	27 (19%)	

※1 推進計画が未作成であった市町村における、令和元年5月の基本計画の変更を踏まえた推進計画の作成を含む。

※2 「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」  
推進地域のうち、特に津波による被害が想定され、津波避難対策を強化する必要がある地域。

※3 後発地震が発生してからの避難では津波到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定め、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合には後発地震の発生に備え、事前の避難が必要となる地域。

※4 対象地域に人家が無い、または津波避難タワーの整備等により後発地震発生後の避難でも津波到達までに間に合う等の理由で、事前避難対象地域を指定する必要がないとしている市町村数。